・効果、性能に関する表示であれば、検査データや専門機関による鑑定結果等
・価格に関する表示であれば、必要とされる期間の売上伝票、帳簿類、製造業者による希望小売価格・参考小売価格の記載のあるカタログ等
・景品類の提供であれば、景品類の購入伝票、提供期間中の当該商品又は役務に関する売上伝票等
・その他、商談記録、会議議事録、決裁文書、試算結果、統計資料等

（注2）合理的と考えられる資料の保存期間の例
・即時に消費される場合又は消費期限が定められている場合には販売を開始した日から3か月の期間
・賞味期限、保証期間、流通期間、耐用年数等に応じて定められた期間
・他法令に基づく保存期間が定められている場合（法人税法、所得税法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレサ法）等）の当該期間

7　不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応の例

(1)　事実関係を迅速かつ正確に確認する例
・表示等管理担当者、事業者の代表者又は専門の委員会等が、表示物・景品類及び表示等の根拠となった情報を確認し、関係従業員等から事実関係を聴取するなどして事実関係を確認すること。
・事案に係る情報を入手した者から法務部門・コンプライアンス部門に速やかに連絡する体制を整備すること。

(2)　不当表示等による一般消費者の誤認排除を迅速かつ適正に行う例
・速やかに当該違反を是正すること。
・一般消費者に対する誤認を取り除くために必要がある場合には、速やかに一般消費者に対する周知（例えば、新聞、自社ウェブサイト、店頭での貼り紙）及び回収を行うこと。
・当該事案に係る事実関係を関係行政機関へ速やかに報告すること。

(3)　再発防止に向けた措置の例
・関係従業員等に対して必要な教育・研修等を改めて行うこと。
・当該事案を関係従業員等で共有し、表示等の改善のための施策を講じること。

(4)　その他の例
・内部通報制度を整備し、内部通報窓口担当者が適切に対応すること。
・第三者が所掌する法令遵守調査室や第三者委員会を設置すること。
・就業規則その他の職務規律を定めた文書において、関係従業員等が景品表示法違反に関し、情報を提供したこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な扱いを行ってはならない旨を定め、従業員に周知すること。

8　前記1から7まで以外の措置の例
・景品表示法違反の未然防止又は被害の拡大の防止の観点から、速やかに景品表示法違反を発見する監視体制の整備及び関係従業員等が報復のおそれなく報告できる報告体制を設け、実施すること。
・表示等が適正かどうかの検討に際し、疑義のある事項について関係行政機関や公正取引協議会に事前に問い合わせること。
・表示等が適正かどうかの検討に際し、当該業界の自主ルール又は公正競争規約を参考にすること。

○外務省告示第三百四十八号

平成二十五年十二月十七日にロンドンで署名された所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書について、それぞれの国において国内法上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換が、平成二十六年十一月十二日にロンドンで行われた。よって、同議定書は、その第十四条1の規定に従い、平成二十六年十二月十二日に効力を生ずる。

平成二十六年十一月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四十九号

平成二十五年十二月十七日にロンドンで所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書が署名された際、同議定書によって改正される条約に関する次の書簡の交換がグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間に行われた。

平成二十六年十一月十四日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日署名された議定書によって改正される二千六年二月二日にロンドンで署名された所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約（以下「条約」という。）及び租税に関する二千六年二月二日付けの日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の交換公文（以下「二千六年交換公文」という。）による合意に言及するとともに、次の提案を日本国政府に代わって行う光栄を有します。

1　二千六年交換公文2中「第十条2及び3」を「第十条3」に改める。

2　二千六年交換公文3中「第二条第三項及び第二十八項」を「第二条第三項及び第二十二項」に改める。

3　二千六年交換公文4中「第十一条8」を「第十一条5」に改める。

4　二千六年交換公文5を削り、6を5とする。

5　二千六年交換公文に次の6を加える。

6　この書簡において引用する各締約国の法令の規定には、その一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含むことが了解される。

本使は、前記の了解がグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が本日署名された議定書の効力発生の時に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十二月十七日にロンドンで

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国駐在
日本国特命全権大使　林景一

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国
国庫大臣　デービッド・ガーク閣下

（英国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、次のとおりである本日付けの閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が本日署名された議定書の効力発生の時に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十二月十七日にロンドンで

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国
国庫大臣　デービッド・ガーク

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国駐在
日本国特命全権大使　林景一閣下